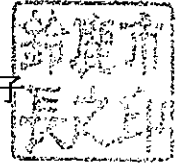




鈴環第 1514 号
令和 3 年 2 月 4 日

株式会社イケダエステート
代表取締役 田中 久司 様

鈴鹿市長 末松 則子



(仮称) 鈴峰ホースパーク建設事業に係る簡易的環境影響評価書
に対する意見について

令和 2 年 10 月 15 日に提出のありました簡易的環境影響評価書について、三重県環境影響評価条例第 38 条の 6 第 1 項に基づく、環境の保全の見地からの意見は別添のとおりです。

【事務担当】

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市 環境政策課 環境保全グループ

TEL : 059-382-7954 (課直通)

059-382-1100 (代表)

FAX : 059-382-2214

E-mail : kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

(仮称) 鈴峰ホースパーク建設事業に係る簡易的環境影響評価書に対する意見

(全般的事項)

本事業は、既にゴルフ場として開発し利用されている区域に事業を行うものであるが、事業実施による環境影響を認識し、環境に対する更なる配慮を求める。また、本事業は森林伐採も予定していることから、緑と貴重な動植物生息空間を喪失することとなるため、出来る限り伐採の面積を減らすことも求める。

市民等に対しては、適切な情報の提供に努めるとともに、特に周辺住民に対しては具体的かつ丁寧な説明を行う等、積極的な地域との対話に努め、事業に関する苦情が寄せられた場合は誠意をもって速やかに対応すること。

また、簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、環境影響の回避または低減に努めること。

更に、事業者は措置報告書の作成に当たっては、以下の点を踏まえ適切な対応を取ること。

(個別的事項)

1 大気質、騒音、振動

- (1) 工事車両や建設機械においては、低騒音、低振動型及び最新排出ガス規制適合車の優先的な使用に配慮すること。
- (2) 資材等の搬出入及び工事の際には、稼働時間が集中しないように作業等の平準化を図ること。なお、P17 図 2.4.6-3 に示される工事車両通行ルートには、周囲に住宅地が存在する地点があり、走行に伴う騒音及び振動の影響が想定されるため、可能な限り低減すること。また、供用後に関しても同様の扱いとすること。

2 悪臭

馬糞や敷藁等の仮置き場からの悪臭について、類似事例における定量的な評価にて影響が小さいことが示されているところであるが、当該事業について地域住民から悪臭の発生を懸念する声が出ていることを鑑み、供用後は定期的な臭気の測定等、定量的な手法による臭気の把握及び対策の実施に努めること。

3 水質

- (1) 調整池については、近年の集中豪雨等の雨量に対応できるような容量を確保すること。
- (2) 工事中の土砂を含む濁水については、農業用ため池への沈殿や用水管閉塞の原因となるため、流出防止に万全の措置を講じること。
- (3) 供用後の排水について、関係者の生活排水の処理に係る浄化槽は、確実に処理がされるよう適正に維持管理すること。
また、馬の糞尿等が敷地外へ流出し周辺河川及び雨池の水質を汚濁することのないよう万全の措置を講ずること。
- (4) 供用後のウッドチップ舗装の色素成分の特定と流出による水質への影響及び対応策を明確にすること。

4 地形、地質

盛土部分より周辺河川及び雨池に土砂流出による被害が生じないように、供用後も含めた安全性の確保に努めること。

5 動植物、生態系

- (1) レッドデータブック等で指定されていない普通種や、文献に記載があるものの調査では見つからなかった生物についても、生物多様性確保の観点から、生息環境の保全措置を可能な限り検討すること。
- (2) 造成工事により、事業区域に生息していた鳥獣類による周辺地域の生活環境や農作物への影響が予測されることから、森林伐採による鳥獣類に対する影響を最小限にとどめるとともに、地域住民と協議の上、適正な防止策を講じること。
- (3) 事業実施区域周辺に生息する水生生物に対して、工事による濁水や供用後の排水の影響が懸念されることから、環境保全措置を十分に検討し、定期的な調整池の水質検査を行い、その結果を注視し生態系の保全に努めること。

6 景観

事業実施にあたり、「景観法」及び「鈴鹿市景観計画」を遵守し、周辺住民が知覚する景観が保全されるように配慮すること。

7 廃棄物

- (1) 事業活動に伴って生じる廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者の責任で適正に処理するとともに、再生利用等を行うことによりその減量に努めること。
- (2) 馬糞及び敷藁については、専門業者が有価物として回収するまでの間は一般廃棄物となるため、飛散や流出がないよう、また、悪臭や害虫等が発生しないよう適切に保管すること。
- (3) 馬糞及び敷藁の処理方法について、専門業者が有価物として回収し、堆肥化、販売されるまでの工程等について、詳細に説明すること。
- (4) ウッドチップが廃棄物となった場合の排出量や処理方法について、説明すること。

8 温室効果ガス等

- (1) 事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。
- (2) 資材の運搬車両及び建設機械の稼働による温室効果ガス（CO₂）の排出を低減するため、作業の効率化を検討すること。

9 その他

その他、本事業に対する別紙意見について、適切に対応すること。

【別紙意見】

番号	意見
①	<p>本事業については、「鈴鹿市水道水源流域保全条例」の水道水源流域保全区域に指定している区域内での事案であるため、事業者は本条例の内容を十分把握し、事案が本条例に該当する場合は、条例に基づき必要な事前協議又は届出等を行うこと。</p>
②	<p>P97表 3.2.3-1 上水道の取水状況（平成30年度）に示される「年間取水量（m^3）」は「計画一日最大取水量内（m^3/日）」の数値となっており、また「現在給水人口（人）」の値にも誤りがあるため、適切に修正すること。</p>
③	<p>農業用ため池（雨池）に貯留した水は、用水路を通じて八島川に至るまでの農地に用水として供給されていることから、関係農業者は本事業の農業への影響について、強い懸念をもっています。</p> <p>ついては、本事業実施に伴う農業への影響が生じることのないよう以下のとおり、万全の措置に努めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用後の生活排水及び事業排水については、浄化設備による処理を確実に実施し、雨池を経由しない放流経路について検討すること。 ・ 処理水については、一定の水質データが収集されるまでの間は月1回以上の水質検査を行うとともに結果の報告（公表）を行うこと。（水質データを対比するための現状データの把握を含む。）
④	<p>本事業が、児童生徒の通学路付近にかかることが考えられるため、児童生徒の登下校の時間を考慮した工事車両の通行、児童生徒の安全確保のための警備員の配置、工事により通学路が一部遮断されるような場合、う回路の確保等、児童生徒の安全を最優先にした対策をお願いします。</p> <p>また、工事区間、工事期間、安全対策等について、該当する小中学校に事前説明をお願いします。</p>